

○安達澄君 無所属の安達澄です。

いつも質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。では、どうぞよろしく願いいたします。

今月の一、私から内閣官房コロナ室に、担当の西村大臣に、組織マネジメントに関する質問主意書を出させていただきました。五日にいただいた政府からの回答では、残業が最も多い職員は月三百七十八時間、そしてテレワーク実施率はゼロ%という非常にショッキングな数字が公表され、メディアでも報道されました。加藤官房長官も記者会見で、残業時間三百時間を超えるというのはかなり異常と述べていらっしゃいます。このコロナ室の問題については引き続きフォローしていきたいと思っています。

もうあっぴあっぴ状態の組織や職員の皆さんがいる霞が関の働き方は、もう回り回って国民の皆さんの不利益になる、福利であったりとか行政サービスの低下になるというふうに考えています。質問通告の時間を守るとかオンライン化を進めるとか、我々国会議員の改革も非常に重要だと思っていますので、霞が関と永田町全体で是非改善していかなくてはならないと思っています。

そこで、一つだけ同じ質問を経済産業省にもお聞きします。

直近の二か月、今年の一と二で、国家総合職、いわゆるキャリア職の方ですね、の正規の勤務時間外の在庁時間、いわゆる、つまり残業時間の平均と最も長かった職員の残業時間、それぞれを教えてくださいませんか。

○政府参考人（多田明弘君） お答え申し上げます。

令和三年一月、二月の勤務時間外の在庁時間、そしてその最も長い時間というふうなお尋ねがございました。

私ども、当省の総合職職員について申し上げますと、時間外に在庁していた時間の平均時間、これは、令和三年一月が三十・五時間、それから、二月におきましては三十・四時間となっております。その中で、最も多かった職員でございますけれども、時間外に在庁していた時間、こちらにつきましては、一月においては三百二十八時間、それから、二月におきましては二百九十時間でございます。念のため申し上げますが、それぞれ別の職員でございます。

○安達澄君 労働基準法の上限は原則四十五時間ということになっていきますので、平均時間の約三十時間というのは、コロナ室の百二十二時間とかから比べると、それはもうかなり適切だと思いますけれども、一方で、三百時間を超える職員がいらっしゃるということですね。やはり、かなり異常だと思います。

いろいろ調べてみると、省庁によって異なるようなんですけど、経済産業省は残業代が一〇〇%支払われているという認識でよろしかったですね。

○政府参考人（多田明弘君） お答え申し上げます。

今お尋ねの件でございますけれども、いわゆる勤務時間外に在庁している時間、それから、超過勤務手当をお支払をする時間でございますけれども、私どもは全ての勤務時間外の在庁時間に応じて超過勤務手当の支払を確実にしておりますので、今お尋ねの時間外に在庁した時間と超過勤務時間は一致しているとお考えいただいて結構でございます。

○安達澄君 ありがとうございます。

冒頭に梶山大臣からも言及がありましたけれども、この国会では法案提出の見送りがあったり、条文の誤字など、霞が関らしからぬ異例なミスが他省庁も含めて目立っています。

ここで大臣にお伺いするんですけれども、この原因ですね、というのがどこにあるとお考えかということと、梶山大臣の下で三百二十八時間の残業をしている職員がいらっしゃいます。どう思われますか。

○国務大臣（梶山弘志君） まず法案につきましては、一般論として、長時間労働の是正、テレワークの実施、環境の整備、業務集約やペーパーレス化による業務効率化など、職員の働きやすい職場環境を整備することがほかの仕事にもしっかりつながるということとして、経済産業大臣としての責務であると考えております。

貿易保険法の提出を見送り、産業競争力強化法等改正案の条文、条文案における誤りにつきましては、それぞれ様々な原因が考えられますけれども、貿易保険法改正案の見送りにつきましては、NEXIにおける二つの不適切事案が確認されたことを踏まえて、NEXIの業務実施体制の強化を優先することとしたこと、その過程において、NEXIが不適切事案について経済産業省内での情報共有が不十分であったこと、産業競争力強化法等の改正案の誤りにつきましては、法律案の作成プロセスにおいて最終的な条文案の確認が不十分であったことが原因になったものと考えております。

今回の事案を受けて、私から、十九日に省全体の事務運営の責任者である事務次官及び法案の取扱いに関する責任者である大臣官房長に対し、今後の業務遂行に遺漏なく万全を期すように強く指示を行ったところであります。所信の中でもおわび申し上げたところでありますが、今後、このようなことが起こらないように、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

残業時間につきましては、この数字につきましては、私もこの度気が付いたということでもあります。できるだけ残業時間が多くならないようにということで私自身も心掛けておりますけれども、やはり偏在性もあるということとして、法案であるとか、また予算であるとか、さらにはまた事業の執行であるとか、そういった中で起こったこと。だが、起こったことということで、そこに逃げ込むつもりはありませんでして、これらをどう是正していくかということ

をしっかりと対応してまいりたいと思っております。

テレワークにつきましても、経産省かなり実施をしている方だと思えますし、私に関するこの答弁の内容につきましても、夜タブレットに送ってくるということで、朝は簡単な打合せをするだけで済むような形にしていますし、朝のレク、私に対するレクのときも、自宅からのテレワークでの対応ということでも許可しておりますので、そういった点ではしっかりと徹底をしてまいりたいと考えております。

○安達澄君 ありがとうございます。

いろいろ他省庁の話聞いても、経済産業省はかなり進んでいるなというのは私も実感はしております。ただ、経済産業省は、職員の数が年々減っています。令和元年度末でいえば、これはホームページにもう公表されている数字ですけど、七千九百八十九人、それが今年度、三年度末には、十九人減って七千九百七十人というふうになっています。そして、コロナ対策があつたり多様な働き方観点から、ますますテレワークも進めていかなきゃいけないと。

ただ、テレワークというのは、これ導入すると、これ実際、調査でもありますけど、基本は、直接職場で仕事するよりも業務効率は約二割ぐらい落ちると言われていますから、単純にただテレワークやれというのではなかなか難しいと思います。当然のことながら、業務の棚卸しであつたりとか、やはり選択と集中、組織マネジメントが非常に重要になってくるというふうに考えています。特に、今は、先ほどからもずっとありますけれども、デジタルだ、グリーンだということで、もう業務がどンドンオンするばかりだというふうに思いますので、まさに今、組織マネジメントが問われてくるなというふうに思っています。

先週十九日金曜日の記者会見で、河野大臣も霞が関のマネジメントの必要性を強調されておりました。要らない業務はやめるべきというふうにはっきりとおっしゃっていました。その選択と集中をしなくてはいけない中で、今日は、

一つ、来年度予算で四十一億円を計上していますクールジャパン政策、特に、経済産業省が所管の株式会社海外需要開拓支援機構、いわゆるクールジャパン機構についてお伺いしたいと思います。

来年度は百二十億円を出資する計画になっています。国や経済産業省が本当にクールジャパン機構に関わらなきゃいけないのか、それがやるべき仕事なのか、その観点から質問をさせていただきます。

この機構の累積損益は昨年度末で二百十五億円、官民ファンドで最悪の累積となっています。度々国会審議でも、存在意義も含めて追及されています。その機構のプロジェクトで、投資額が、機構の投資額が百億円を超える大型案件が二つあります。一つは、中国寧波、上海の少し下の都市ですね、そこで開業する阪急百貨店、そしてもう一つは、吉本興業とNTTと一緒に共同出資する株式会社ラフ・アンド・ピース・マザーです。

まず、中国寧波の百貨店、阪急百貨店ですけれども、当初は二〇一八年秋に開業予定でしたけれども、二〇一九年秋に延期になり、更に一年延期の二〇二〇年秋になり、更に延期の、ようやく今年の四月十六日に開業することになりました。

経済産業省とクールジャパン機構が作成した資料、これは財政制度等審議会でも出されている十一月二十日の資料ですけれども、それによると、コンセプトは日本の商材を前面に出すというふうに書かれていますが、先週十七日に公表されたばかりのプレスリリースによると、百貨店の顔とも言える一階フロアに入っているお店は、ルイ・ヴィトン、ディオール、セリーヌ、グッチ、サンローラン、バレンシア、カルティエ、ティファニー、ヴァンクリ、トムフォード、バーバリー、ゼニア、ベルルッティ、そしてようやくケンゾー、ヨウジヤマモト、タサキ、以上です。言っていることとやっていることが随分違うなと感じます。

そして次に、吉本興業、NTTとのラフ・アンド・ピース・マザープロジェクトについてです。

これは、二〇一九年四月に支援を公表して、百億円出資するとしております。昨年九月末までに三十一億円を実行しているかと思えます。これも同じく先ほどの資料に、コンセプトは、①日本発の良質な教育等のコンテンツを、②アジアを中心とした海外へ展開するというふうにあります。

まず、その日本発の良質な教育等のコンテンツとあるんですけども、これ、おととい、あれですね、ようやくオープンイベントがあって、私もずっと見させてもらいました、オンラインで。そういう教育等のコンテンツの中を見ると、日本発を見ると、出てくる人気キャラクターはピングー、これスイス生まれのペンギンですね、の動画のシリーズが出てきたり、オンライン社会科見学のコーナーがあるんですけど、行っている先はベトナムや台湾であったり、世界の名作シリーズの中ではチャップリンが出てきたりとか。

このクールジャパン機構を設立したときの機構法では、経済産業大臣は支援基準を定めることになっています。その支援基準というのは、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務、サービスというふうに書かれているんですけど、私は、このラフ・アンド・ピース・マザーの事業はこの基準を外していると思うんですけど、所管の経済産業省としてはどう判断されていますか。

○政府参考人（畠山陽二郎君） お答え申し上げます。

御指摘のように、海外需要開拓支援機構法第二十三条第一項では、経済産業大臣は機構が対象事業活動の支援を決定する際に従うべき基準を定めるものとされており、これに基づき策定した基準では、支援の対象となる事業活動が日本の魅力ある商品やサービスの海外需要を開拓する事業であることなどを求めています。

御指摘の事業は、日本発の、御指摘もありましたけれども、日本発の良質なコンテンツを教育分野を中心として海外に展開する事業という目的でございまして、海外の子供たちに日本のコンテンツ、日本のじゃないじゃないか

という御指摘もありましたけれども、日本のコンテンツを発信することで次世代にわたる日本ファンを獲得をするということを通じて海外需要の開拓を目指すものでございます。

本事業は、日本の魅力ある商品やサービスを使って海外需要を開拓するという政策的意義、その他、その収益基準ですとかあるいはその波及効果ですとか、そういったものもございませぬけれども、こういったものを含めて支援基準に定められた事項に適合する案件であるとして支援を決定したものでございます。

以上でございます。

○委員長（有田芳生君） 安達さん、時間ですので、済みませぬがおまとめください。

○安達澄君 まだまだいろいろと、次回に是非、ちょっと質問継続させていただきます。

ありがとうございました。